

○農林水産省告示第七百六十九号  
 植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号) 第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程(昭和二十五年農林省告示第二百六号)の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。  
 令和八年六月十七日  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

改 正 後

改 正 前

別表第二 第三条第一項第三号の規定する措置の基準

植物等の種類	一〜四 (略)	(略)	検疫有害動植物	(略)	措 置
	五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	(略)		(略)	
十 生果実及び生野菜	六 かぼちゃ、すいか、メロン等 (略)	(略)	テトラニクス・パキフィクス、トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ	(略)	(略)
	7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、	(略)		(略)	

別表第二 第三条第一項第三号の規定する措置の基準

植物等の種類	一〜四 (略)	(略)	検疫有害動植物	(略)	措 置
	五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	(略)		(略)	
十 生果実及び生野菜	六 かぼちゃ、すいか、メロン等 (略)	(略)	テトラニクス・パキフィクス、トマトキバガ、トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ	(略)	(略)
	7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、	(略)		(略)	

備考 (略)	十一 (略)			
	(略)	<p>9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類</p>	<p>8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、ただけ、みょうが、らっきょう、リーキ等</p>	<p>8 なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等</p>
	(略)		(略)	<p>ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピテイウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌</p>
	(略)		(略)	
備考 (略)	十一 (略)			
	(略)	<p>9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類</p>	<p>8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、ただけ、みょうが、らっきょう、リーキ等</p>	<p>8 なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等</p>
	(略)		(略)	<p>ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピテイウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌</p>
	(略)		(略)	